新飛行経路案に係る環境検証委員会規約

（名称）

第１条　本委員会の名称は、新飛行経路案に係る環境検証委員会（以下「本委員会」という。）とする。

（目的）

第２条　本委員会は、関西３空港懇談会の合意の下、国から示された新飛行経路案に関し、客観的・科学的な見地から、環境面への影響など必要な検討を行うことを目的とする。

（構成）

第３条　本委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

（座長及び座長代理）

第４条　本委員会に座長を置き、委員の互選により定める。

２　座長は、会務を総理する。

３　座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

２　座長は、必要に応じて有識者その他関係者の出席を求めることができる。

３　会議は、座長が認めたときは書面開催とすることができる。

（経費）

第６条　本委員会の運営に関する経費は、大阪府、兵庫県及び和歌山県が負担し、当該負担すべき額は、三者の協議により別に定めるものとする。

（事務局）

第７条　本委員会の事務局は、大阪府政策企画部成長戦略局、兵庫県土木部空港政策課及び和歌山県企画部地域振興局総合交通政策課が共同で担い、その役割については三者の協議により別に定めるものとする。

（守秘義務）

第８条　委員等は、本委員会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も

同様とする。

（その他）

第９条　この規約に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が座長の確認を得たうえで定める。

附　則

この規約は、令和５年７月１０日から施行する。

附　則

この規約は、令和６年４月１日から施行する。

（別表）

|  |  |
| --- | --- |
| 委員氏名 | 所属・職 |
| 入野　俊夫 | 和歌山大学システム工学部　教授 |
| 加藤　惠正 | 兵庫県立大学　名誉教授 |
| 桑野　園子 | 大阪大学　名誉教授 |
| 住友　聰一 | 元　公益財団法人ひょうご環境創造協会　環境技術専門員 |
| 銭亀　隆英 | 一般財団法人航空機安全運航支援センター　専務理事 |
| 轟　　朝幸 | 日本大学理工学部　学部長/教授 |